

第20回議会運営委員会記録

令和6年4月26日

【開催日】 令和6年4月26日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時17分

【出席委員】

委員長	宮本政志	副委員長	森山喜久
委員	大井淳一郎		

【欠席委員】

委員	伊場勇	委員	笹木慶之
----	-----	----	------

【委員外出席議員等】

議長	高松秀樹	副議長	中村博行
議員	奥良秀	議員	恒松恵子
議員	藤岡修美	議員	山田伸幸

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

局長	石田隆	局次長	中村潤之介
参事	河口修司	議事係長	岡田靖仁
議事係書記	末岡直樹		

【審査内容】

- 1 陳情書（山田伸幸議員に対して厳重な処分等を求める陳情）
- 2 その他

午前10時 開会

宮本政志委員長 おはようございます。ただいまから第20回議会運営委員会を開催いたします。本日、欠席届が2名分出ております。まず、創政会の伊場委員が、所用のため欠席になっております。伊場委員の代わりに、創政会から藤岡議員が出席されます。続きまして、2人目、至誠一心会の笹木委員が所用のため欠席でございます。笹木委員の代わりに、恒松

議員が出席されます。それから、本日、委員外議員として山田議員が出席することになっております。委員の皆様、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、委員外議員の3人は席に着いてください。

（恒松恵子議員、藤岡修美議員及び山田伸幸議員 着席）

宮本政志委員長 それでは、本日の付議事項1点目に入ります。陳情書（山田伸幸議員に対して嚴重な処分等を求める陳情）についてでございます。先日、陳情者から御意見等はお聞きしております。各会派で持ち帰っていただいて、意見集約は終わっているものと思います。この付議事項1点目の陳情書について、御意見はございますか。

森山喜久副委員長 こちらの陳情書の3段落目、「山田議員は12月定例会本会議場での採決時に居眠りをして醜態をさらしています。更に今後は公務を放置して遊びに行くとは言語道断。」と書かれております。こちらの事実確認をしていきたいと思っております。こちらの居眠りについて、今までそういう居眠りをしたことがあるかどうか、その辺はどうでしょうか。

宮本政志委員長 森山副委員長、今の質問で、「今までに」とおっしゃったんですが、「今まで」とは、山田議員が議員になられてからのことを指しておられるのか。もう少し詳しく、訂正等を含めてもう一度質問してください。

森山喜久副委員長 失礼しました。12月定例会の本会議場において居眠りをしたことがあるかどうかということをお願いいたします。

山田伸幸議員 採決時にやや遅れて立ったという事実はあります。

宮本政志委員長 居眠りについてはどうですか。

山田伸幸議員 居眠りについては、はっきりと自分の中で居眠りをしていたという自覚は今のところありません。

森山喜久副委員長 居眠りはしていないけれど、立ち上がるのが遅れたということなんですか。

山田伸幸議員 居眠りという医学的な形での診断はそのときにありませんので、それをはっきりとしていた、していないということは言えないと考えております。

宮本政志委員長 森山副委員長、少し気をつけていただきたい。居眠りをしていましたか、していませんでしたかということでお聞きされていましたが、山田議員は、それをしている、していないという答弁ではなく、そういう自覚がないということでした。その辺りを少し考慮してお願いいたします。そのほかに質問等はございますか。

大井淳一郎委員 それではお尋ねします。今回、公務の位置づけについて山田議員の御認識を聞きたいんです。我々の公務というのは、報酬を税金からもらっているということですので、特別な事情、陳情者が言われるのは、私たちも大体一緒なんですけれども、不幸事とか御自身の病気とか以外では、公務は全てに勝るのではないかという御指摘がありました。山田議員とすれば、公務とは特別な事情を除いて全てに優先する義務なのか、この御認識についてお伺いしたいと思います。

山田伸幸議員 私が研修会に出ていたことを言われていると思うんです。それについては許可が要るだろうと考えまして、事前に委員会に申し出て、委員長から「それについては広聴特別委員会で再度確認して返事をする」ということのでございました。認識として、今回のこの議会報告会というのは、全議員が拘束されるという認識は、私は持っておりませんでした。というのも、今までそういう例がなかったからです。そうは言っても、

やはりきちんと許可が要るだろうという判断を自分なりにして、委員長にそういう申出をして、委員長にも広聴委員会の中でその日はいないというこの了解を得たと認識しておりますし、委員長から「いいですよ」という許可は頂いております。また、さらに議会事務局長にも届出をしまして、「はい、分かりました」という返事を頂いております。

大井淳一郎委員 一般論でお答えいただきたかったです。まずは、公務は特別な事情を除いて全てに優先する事柄なのかということについてです。

山田伸幸議員 公務ということ言えば、報酬が支払われたり、あるいはいろいろな公金が支出されたりするものについては、それは全て公務だと認識しております。今回の研修については、政務活動費を使用して行っておりますので、これも公務だと考えております。

大井淳一郎委員 今回、政務活動費を使って行われた議員活動として、陳情者は、政務活動、政務という表現をされたんです。それと公務である議会報告会をてんびんにかけて、山田議員は研修のほうを優先されたという認識なんです。結局、公務と政務の両方のバランス、それらを天秤にかけたときに、やはり、自分は議員活動を優先したという御認識だったのでしょうか。

山田伸幸議員 ですから、私は「その日は駄目だけれど、その翌日は出席いたします。どんな任務も受けます」ということで、昼と夜と双方とも私に対して任務が与えられ、それを果たしていると思っております。

大井淳一郎委員 それでは許可の話に入りたいと思います。委員長の許可を得たということですが、具体的に何委員長でしょうか。名前じゃなくて役職でいいんですが、何委員長の許可を得たのか、いま一度明らかにしていただけますでしょうか。

山田伸幸議員 民生福祉常任委員長です。最初に民生福祉常任委員会で申出をしまして、委員長から広聴特別委員会で「そういう申出があるが、よろしいか」という確認がされたと思います。その明くる日に私が、奥委員長から、「いいですよ」と頂きました。それを受けてから、議会事務局長にも「何か届出が要りますか」と申し出たんですが、「それは必要ない」と、「私のほうで了解しました」ということで言っております。

宮本政志委員長 今の質疑と答弁の大きく二つです。公務という前提の件と、それから手続、許可を得るというその流れ、経緯についてです。今、二つは少し関係していますけど、ごちゃごちゃになるといけませんので、公務と政務の辺りのほうから先に進めていきますか。今、委員長の許可のほうに話が随分行っていますけど、公務と政務のほうから先に行ったほうがいいかなと思うんですけどね。

大井淳一朗委員 それでは、公務と政務のどちらを優先するかという話をしていたと思います。議会報告会は公務だという認識はあったんでしょうか。

山田伸幸議員 当然、議会のほうで確認を取りますよね。この日は。それも承知しておりました。その上で、今回のこの研修会については非常に大事なものであったということから、きちんと、それは許可を得ない限りは行くべきではないと判断しておりましたので、既に予約等はしておったんですが、改めて、その日というのは確定する前からスケジュールを入れておりましたので、「駄目だよ。こっちに出席しなさいよ」と言われたら、それについてはキャンセルをしようかと考えておりました。ただ、以前からやっぱり議会報告会に全員が出るというのは、私の中には認識がありませんでした。それがそういうふうに縛られていたのかというのを改めて、今こういうふうに変ったのか、先日は、森山委員長のほうから全員出席するということが改めて本会議場でありましたので、もう15、16日は、全ての用件を断るようしております。

宮本政志委員長 今、公務という前提で議論が進んでいますよね。事務局、私ども議員としては、議会報告会は公務として受け止めるべきか。それから、政務活動費を使って視察に行く等は政務になるかというところで、一応調べてみますと、政務というのは、公務以外の自分の政治のために行う活動という定義づけがあったんです。議会報告会と政務活動費を使った視察について、事務局の見解をお聞きしたいんですが、よろしいですか。

岡田議会事務局議事係長 今の委員長の御質問に対しまして少々お調べしたいことがございます。少しお時間を頂いてもよろしいでしょうか。

宮本政志委員長 それでは、先ほどから議会報告会に関しては、公務というところで議論が進んでおりますので、ここで暫時休憩に入ります。

午前10時18分 休憩

午前10時25分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。休憩前の公務の件で、事務局、よろしいですか。

岡田議会事務局議事係長 それでは、休憩前にございました公務の件につきまして答弁させていただきます。まず、公務とはいかなるものかについて、法律や条例上で何か定義づけされたものはございません。ですので、物の本などを見ながら、公務につきましてまとめさせていただきましたので、御報告いたします。まず、議員の皆様の公務とは、議会が法律、条例、規則等に基づいて、正規に議会活動を行っているときにおける各議員の活動であると考えます。そして、この議会活動とは、本会議や委員会に出席するなど議会の構成員としての活動であると考えております。このことを踏まえて、本市議会の議員の公務の例を述べさせていただきます。

ますと、例えば、開会中の本会議や委員会への出席が一番代表的なものになるかと思えます。そして、このたびの議会報告会のような、地方自治法第100条第13項により定められた会議規則に基づく議員派遣を取っているものは、基本的に公務になると考えております。例を出しますと、議会報告会やモニターとの意見交換会や委員会視察です。これらに対して、このたび議論していただいている議員の研修についてです。この議員の研修と言いますのが、先日ございました議会アドバイザー長内先生の研修のように、議員派遣を取っているものについては公務であると考えております。それに対して、政務活動費を使用して行くものにつきましては、会派で行かれるものは会派活動、そうでないものは議員活動となり、公務には当たらないものと考えております。例えば、会派や無所属議員の視察、陳情活動、住民相談等、議会の構成員としての側面が強くない、議員としての側面が強い活動は公務に当たらない活動と考えております。その他にも例はございますが、今、議論になっている例で申しますと、以上でございます。

宮本政志委員長 議会報告会イコール公務ということですが、事務局、ほかに何か補填するものはありますか。

河口議会事務局参事 先ほどの山田議員の発言の中で、「局長に許可を得た」という表現があったと思えます。当時、私が局長をしておりました。正確に一言一句覚えているわけではございませんけども、そのときは議会事務局に山田議員が来られて、「この日はこうなんだ」という話をされたのは覚えています。その辺の報告、言われたことは事実だと思います。ただ、私らは「そうなんです」という形でしか発言した覚えがないです。私はそれを許可する権限がある人間ではないので、許可したということではないと思っております。

宮本政志委員長 今、河口参事から説明がございました。山田議員、先ほど「事務局からの許可」と確かにおっしゃったんですが、許可権限者ではない

事務局がなぜ許可出したのかなと私も少し疑問がありました。後からお聞きしようと思っていたんですけど、今、河口参事から「別に許可を出したわけじゃありませんよ」という発言がございました。このことについてはどうですか。

山田伸幸議員 私は、そのときはっきりと「何か届出を出さないといけんかね」とお聞きしたと思うんです。そのときに「別にいい」と言われたと記憶しております。

宮本政志委員長 つまり、事務局から許可を得たということは間違いであり、訂正ということでよろしいんですね。事務局から許可を得たということに関して、河口参事は、「当時、局長として許可を出してはおりません」とおっしゃったので、事務局が許可を出したということは間違いだったということでよろしいですか。

山田伸幸議員 正直に言って、私もこの問題が起きてから、この間いろいろと思い起こして、そういうふうな発言をしたんです。それは私が記憶の範囲内で言っていることです。ただ、それを当時の事務局長が「そういうふうに言われた覚えがない」と言われたら、言った、言わないということになりますので、これはどうにもできないなと思っております。ただ、許可を得たかどうかという点、先ほど言ったんですが、私はそのときに「申請書か何か出さないといけんのかね」と言ったときに、その時は全然こういうことがあるとは認識しておりませんでしたので、はっきりと言えばよかったし、求めればよかったんですけど、「それは必要ない」と言われたと自分で判断しておりました。

宮本政志委員長 今、後半部分は欠席届のような書式のことをおっしゃいました。議会報告会を欠席させてくださいという許可権者は、私は議長だと思っているんですけど、議長には聞かれていないんですね。

山田伸幸議員 大変申し訳ないですけど、議長の許可は得ておりません。

宮本政志委員長 今、事務局から許可を得たということに関して、河口参事は、事務局として許可は出しておりませんよと言われました。先ほどの発言に関しては、山田議員としては許可を得たと受け止めたということでしょうか。

山田伸幸議員 当時はそういうふうな状況ではなかったですし、委員長から「いいですよ」というような返事を頂いておりましたので、あとは事務的な手続をしておかなくちゃいけないという判断があって、そういうふうに自分の中では言っていると思います。ただ、それをそういうふうには聞いていないと言われたら、これはどうしようもないですよ。私がそのときに言質を取るような確認もしておりませんでしたし、出張願などを出しておけばよかったんですけど、それが出ていけば、当然議長まで届いていたわけですから、まさかこういうふうな事態になると想像しておりませんでした。はっきりと、それを取っているか、取っていないかという、取っていないのは事実です。

宮本政志委員長 そうですよ。委員長とおっしゃっていますけど、それは民生福祉常任委員会の奥委員長のことをおっしゃっているんですよ。だから、奥委員長にも権限はありませんから、山田議員としては、議長の許可を得るということを知らなかったのか。それを確認しておけば、事務局が許可をどうこうとか、委員長がどうこうとかというのは、少し間違った方向性だと当時気づいたと思うんです。

大井淳一郎委員 今、民生福祉常任委員長の許可とかいう話が出ております。この事実確認もしなきゃいけないかもしれませんが、ここでお伺いしたいのは、議会報告会の担当は、広聴特別委員会なんです。広聴特別委員長に対して、許可というか、少なくとも休むというようなことは言いましたでしょうか。事実確認です。

山田伸幸議員　ですから、民生福祉常任委員会の後だったと思いますが、そのときに「こういう研修に行きたいので、その日は任務を外してもらえないでしょうか」と。そして、委員長は「それを広聴特別委員会で確認してみましょう」ということだったんです。広聴特別委員会の明くる日に電話したときに、「行ってもいいよ」と言われましたので、それはもう済んだものと思っておりました。

宮本政志委員長　今の「行ってもいいよ」というのは、どなたがおっしゃったんですか。

山田伸幸議員　「行ってもいいよ」というか、広聴特別委員会で問題なかったということです。

中村議会事務局次長　私は当時の広聴特別委員会の書記でした。委員会が閉じた後かもしれませんが、委員の皆さんには私から山田議員についてはこうこうという説明をした記憶はあります。ただ、もちろん私も許可権者ではないので、その事実しか伝えていません。

宮本政志委員長　先ほど山田議員が言われた民生福祉常任委員会の奥委員長は、広聴特別委員会の委員でもあります。今、中村次長から山田議員の欠席について説明を委員会の中でしましたと出ていますね。森山副委員長は、広聴特別委員長でもあるので、その辺りがお分かりならお聞きしたいんです。

森山喜久副委員長　1月11日の広聴特別委員会の中で、事務局次長からもこちらのほうのお話がありました。そして、担当決めをしなきゃいけないので、「3常任委員会から全員出席ですか」という確認をする中で、奥委員から発言がありました。議事録を読ませていただきます。「私の委員会で、このたびの1月30日、31日の日程が、たしか12月の中旬

ぐらいに決まったんではないかと思うんですが、その前から講習会か何かを県外で受ける予定の委員がいらっしやいまして、1人ほど抜けると報告を受けております。できれば、今後、議会報告会をされる際には、予定になると思いますけど、事前に日程だけは年間スケジュールは無理ですか。」と話がありました。民生福祉常任委員会からは1人ほど抜けるという報告は受けたという状況になります。その中で、まとめられたのは、年間スケジュールにはできないのかという話がある中で出ていました。委員会の中において結論は出しておりません。許可した、いいよと言ったことはないんですが、一応、報告は受けたと認識させていただいております。ただし、1月23日に再度広聴特別委員会を開きました。その中で担当決めをする中で、各委員に1月26日に通知を送っております。皆さん、タブレットがあれば御覧ください。1月26日に議会事務局から資料を送付させていただいておりますが、その中の議会報告会日程の中には、1月30日、本山地域交流センターの中で、E班の民生福祉には山田議員の名前を入れております。同じように、高千帆地区でも山田議員を入れております。31日にも、それぞれ有帆、厚陽地区に山田議員の名前を入れてあります。それは山田議員だけではありません。全議員の名前が入っている状況の中で、皆さん方の役割という形で、1月26日に議会事務局から報告会のマニュアルとか日程とか、そういった部分を含めて全てを出させていただいております。

宮本政志委員長 森山副委員長、まず前提として、「議会報告会是全議員が出席するものですよ」というような発言や周知はどの場面であったのか。もし覚えていればお願いします。例えば、全員協議会なり議員連絡会なり、何らかの状況の中で、議会報告会を、いつ、どこでやりますということがあれば、そこで出欠を求めるわけじゃないので、全議員出席ですと周知することになると思うんですが、覚えていますか。

森山喜久副委員長 昨年12月に委員改選がありまして、12月11日に委員長、副委員長の互選がありました。それ以降から始まりましたので、市

議会モニターの件、議会報告会の件の協議を進めなければいけないという形にはなっていたんです。通常であれば、議会の最終日に「モニター意見交換会がいつあります。議会報告会がいつあります」と通知しなければいけないんですけど、このときは間に合っていなかったもので、いつなのか記憶になくて申し訳ありませんが、報告できませんでした。

宮本政志委員長 議会報告会について、広聴特別委員長、広報特別委員長からの報告があると思うんです。このときはあったのか。その辺りも急に言っても分からんよね。今、広聴特別委員長が分からんくらいですからね。委員の方、御質問、御意見はございますか。先ほどからの議論を聞いておまして、民生福祉常任委員会の奥委員長にも確認を取りたいと思いますので、ここで暫時休憩に入りたいと思います。

午前10時41分 休憩

午前11時19分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。休憩前の議論の中で、特別委員会の委員長、あるいは常任委員会の委員長の発言も踏まえて、それから事務局等のことでもございましたけど、事実確認を正しくしないとイケませんので、その点についてはこの後に入っていきたいと思えます。ここからは「議会人として最低限の「居眠りをしない」」ということに関して入っていきたいと思えます。

山田伸幸議員 この問題については、私は、最近特にいろいろな場面で意識が遠のくということがありました。そこでちょっと受診いたしましたところ、「無呼吸症候群」という診断を受けました。私なりにそれを何とか打開しようと、本会議や委員会では、休憩のたびに議会等をぐるぐる回る等して、血圧を上げて、それに対する努力を重ねてまいりましたが、この日については、意識が遠のいたまま採決に遅れるということがあり

ましたので、これについては御迷惑をおかけしたなというふうに考えております。

宮本政志委員長 今、山田議員から、御自分の体調のこととはいえ、謝罪がありました。今の山田議員の発言についての質疑は不要かなと思うんです。どうしてもということがあれば受けますけれども、体調のことをおっしゃって謝罪されたんで、これ以上詳細を聞くのは、委員長としてはどうかと思うんですが、その辺りはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、先ほどから出ておりました、常任委員長、事務局、広聴特別委員長、三者が混ざっていろいろな許可がどうこうとか手続とかもございましたけど、論点整理をしたいと思います。この辺りの確認をしたい、再度確認をしたい、あるいは改めて確認したい点がございませうか。

藤岡修美議員 山田議員に確認です。議会報告会は、議員派遣による公務であるという認識はあったか、知っていたかということ。また、御自分が行かれた研修です。研修は決して悪くないと思うんですけれども、政務活動費を使われた研修が議員活動であったという認識があったのかどうか。その二つについてです。あくまでも公務を優先するという認識があったのかどうかをお聞きしたいと思います。

宮本政志委員長 藤岡委員、質問が何個かありました。もう一度簡明に一つの質問にしてください。

藤岡修美議員 議会報告会は、御自分が行かれた研修よりも優先順位が高いという認識があったのかどうかをお聞きします。

山田伸幸議員 公務という認識は持っておりました。そのため、私は自分が選んだこの研修会については、都合がつかなければ、例えば、30日、31日、私が両日とも出席していなければ会が回らないということが言わ

れたならば、それはもうキャンセルするしかないと考えておりました。ですから事前に委員会でも話を出して、委員長に「どうでしょうか」と相談して、「今度広聴特別委員会があるから」ということでしたので、「その場で諮ってください」とお願いしておりました。その結果、駄目であれば、「ここにいなくちゃいけない」と言われたら、キャンセルするつもりでおりました。ただ、以前から議会報告会は、もう早くから名簿に基づいて役割が分担されて、都合が悪い日は会派内で交代する、あるいは、常任委員会の中でほかの委員と交代するということが行われてきておりましたので、その流れがまだ有効だろうと考えておりました。

藤岡修美議員 結論としては政務活動費を使った研修に行かれたということで、そこは山田議員個人の判断であったと認識していいですか。最終的には自分の判断で、その政務活動費を使った研修を議会報告会よりも優先したということによろしいですね。

山田伸幸議員 優先させたというか、私なりに、まず委員会で「自分がその場にはいないということはよろしいだろうか」と委員長に申し出て、「それは問題ない」という返事を頂いたとっておりますし、先ほども言いましたけど、これまでの慣例に従って、議会事務局に対しても、「その日はおりませんよ。何か届出でも出さなくちゃいけませんかね」ということで、認識があるということでは間違いないというふうに思います。ただ、それではまずかったと言われると、どうしたらよかったかというのが今の反省点です。

藤岡修美議員 担当委員長の判断云々はさておき、山田議員としては、議会報告会という公務よりも自己研さんというか、研修を優先されたという事実の確認だけをお聞きしたいです。

山田伸幸議員 ですから、事実はその通りです。しかしながら、どうしてもその場にはいなくてはならないような任務が与えられたならば、私はそちらを優

先したと思います。ですから、そのためにそこは変わっていただけないだろうかという意味を込めて委員長に申し出たわけです。委員長というのは、民生福祉常任委員長です。民生福祉常任委員長を通じて広聴委員会でもそういうふうな申出がされたのではないかなと思っております。

森山喜久副委員長　そのところを補足します。先ほど言いましたように、民生福祉のほうでは、30日については1人欠けるという話で、どうしても必要であるならば、代理で委員長がその場に行くという話もありました。それらを踏まえた中で、議会カフェ実施の任務確認をさせていただきました。ただ、12月19日の本会議最終日が終わった後に広聴特別委員会を開催した中で、日程の確認と議員1人につき市民3人以上を呼び、広聴特別委員については市民5人以上を呼ぶという要請を決定したということで、参加人数が多くなったときの対応という形で、そのときには各常任委員会から委員長以外で5人という確認をさせていただいたんです。それが民生福祉常任委員会は、委員の人数から全員参加となりました。そういったところの徹底がすごく遅くなったのが、今回の一因にもなるのかなと、私も反省しなければいけない点があるという報告をさせていただきます。

宮本政志委員長　今、最後に森山副委員長が言った「反省したいと思います」というのは、何を反省したいのか。民生福祉のことを9割ぐらいおっしゃったんで、何を反省するのか、どの立場で反省するのかがよく分からなかったんです。そもそも、議会報告会の担当は広聴特別委員会ですね。議会報告会の日程、場所、参加議員を決めるのも広聴特別委員会ですね。そして、山田議員としては、政務とした上で研修に行くということを御存じだったわけですね。そこで広聴特別委員長として、やはり議会報告会は公務に当たるんで、政務よりもこちらを優先してほしい、あるいは優先するべきだ、どうなんだということは、山田議員に委員長として聞かれているんですか。

森山喜久副委員長　それを伝えていなかったというのが、私の不手際であったと認識しております。ですので、広聴特別委員会として、委員長として、日程調整、参加人数の要請も含めて、そういった足りないところがあった部分が、このたびの状況を起こした一因になるかなと認識しております。

宮本政志委員長　それが先ほどの「反省しなければならない」ということにつながるんですね。

森山喜久副委員長　はい、そうです。

恒松恵子議員　山田議員にお尋ねします。議会報告会への欠席の報告は、局長とか民生福祉常任委員長にされましたと。許可をもらったので問題ないと思っていたと。本日、このように事実確認をたくさんいたしました。その中で許可を受けたという認識が曖昧だったことを今は反省しているということによろしいのでしょうか。

山田伸幸議員　許可というのは、今までは大体口頭で済んできたものです。ですから、私なりに委員長からまず許可を得たと。自分の中での確認を取ったと。さらに議会事務局にも通じていなくちゃいけないということで、先ほど言ったような申出もして、それで終わったと思っておりました。ただ、それが曖昧であると言われれば、議長にまで許可を得ていなくてはいけなかったと言われれば、それは欠けていたと。ただ、今までの例ですと、欠席する場合などは電話一本で許可を得ていたと認識しておりましたので、今回はそうではないと言われれば、それは私の認識間違いであったと考えます。

宮本政志委員長　順序が前後すると話が見えない、あるいは見えにくくなるので、もう少し整理させてもらいます。まず、山田議員としては、研修に行くから議会報告会は出られないということを事務局に確認して、当然、

事務局は議長に確認するという前提があるんですが、駄目であるという結果は出ていない、受けていないわけですから、許可を頂いたという認識を持たれたと思います。山田議員、今日のお話を聞いてこのように思いましたが、そこは正しいですか。

山田伸幸議員 はい、それでいいと思います。それともう1点、以前から議会報告会ときには、割当てがあったときに都合が悪かったら、委員会内や会派内で交代ということをやってきましたので、そういうものの一環だと考えておりました。

宮本政志委員長 そうすると、通常我々も事務局にこういった理由で欠席になりますと言います。当然、その決定権者である議長に確認していただいて、駄目ですよ、認めませんよということもなかったのに、許可が出たというふうに確認したと。それは正しいですと。その後に順番からいったらこれは合っていると思うんですが、まず、民生福祉常任委員会のほうで担当を決めないといけませんから、民生福祉常任委員会の奥委員長に欠席の旨を伝えたと。そのことが今度は広聴特別委員会では取り上げられて、民生福祉常任委員会の中でも研修に行くことに対して、それはやめるべきだというような議論もなく、それを受けたと。だから、許可をもらったと解釈したと。広聴特別委員会にもその旨が伝わって、そして、広聴特別委員会の中でも議論にならずに、あるいは委員長から議会報告会に出てくださいという指示も相談も何もなかったと。だから、民生福祉常任委員会の中でも広聴特別委員会の中でもそれを許可してもらったと感じたというのが、一連の流れだと思うんですけど、その点はどうですか。

山田伸幸議員 一連の流れというのは、まず、民生福祉常任委員会の中での任務分担がありますので、それは早くから分かっていたので、迷惑をかけないようにということで申出をしたと。そして、民生福祉常任委員長は広聴特別委員でもありますので、そこで話題を出していただいて、問題

がなければ、「いいよ」と言ってもらえるだろうと思っていたら、翌日、「いいですよ」というお返事を頂いたと。それと併せて委員長から承諾を得たと認識しましたので、議会事務局にもその旨を通知したということです。

宮本政志委員長 よく分かりました。山田議員、そうすると冒頭の発言に戻るんですけど、やはりこの中継を見ていらっしゃる多くの市民の方、あるいは、今後、会議録は公開されますから、それを見られる多くの市民の方に誤解を招く発言、つまり、事務局から許可を頂いたということに関しては、今の流れからすると違うと思うんですけど、その辺りは訂正等も踏まえて、どうお考えですか。

山田伸幸議員 一連の流れの中で、私は許可を得たと認識しましたが、事実関係として、許可の文書も書いていなければ、はっきりと事務局長から「いいです」という明言も頂いていなかったかと思imasので、そこはちょっと違っていたと思います。

中村議会事務局次長 実際、そのときに受けた事務局職員が誰とは言いません。その事実を聞いたときに、私どもも、例えば、本会議であれば議長へ、委員会であれば委員長への届出が会議規則には書いてありますから、事務局が聞いた際にはそれぞれの長に速やかに伝えるべきだったという落ち度がありましたので、そこについてはおわびいたします。

宮本政志委員長 今、中村次長からおわびがありました。これは非常に議員も各委員会も含めて考えないと、この陳情書に対する回答は非常に難しくなります。ここで5分ほど休憩します。

午前11時38分 休憩

宮本政志委員長 それでは委員会を再開いたします。本日の委員会で度々民生福祉常任委員会委員長である奥委員長のことが出ておりましたので、委員外議員として私から奥議員に出席を求めました。今から奥議員に委員外議員として委員会に出席してもらいますが、よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）奥議員、席をお願いいたします。

（奥良秀議員 着席）

宮本政志委員長 本日の委員会の中で、山田議員が政務活動費を使った研修に政務として出席されるので、議会報告会には出席できませんという旨を民生福祉常任委員長である奥委員長に許可をもらったという発言が度々ございました。その辺りについて、奥委員長から何か発言しておくこと等はございますか。

奥良秀議員 民生福祉常任委員長としまして、議会報告会を始める前に民生福祉常任委員会の中で役割をどうするかという話がある中で、山田委員から1日ほど出席できないという旨の連絡がありました。後日、1月11日の広聴特別委員会の中で、そのような発言があったので、民生福祉常任委員会からは1日、1人欠席ということでよろしいかという旨の発言をさせてもらいました。それに対して宮本委員から発言はあったんですが、その他の委員からは何の発言もなく、良いも悪いもなかったと思います。その後、多分その日のうちに山田議員に対して連絡をさせていただいて、この旨の話はさせていただきました。ただ、その許可というものが、私としても言葉足らずのところはあったかもしれませんし、山田議員に対して、私が許可権者であるかのような発言があったかどうかは記憶にないですが、もしそのような間違いがあったのであれば、ここでおわびをさせていただきたいと思います。ただ、先ほど来からの発言を聞いていますと、やはりこういう公務を休まれる際にはきちんとしたル

ールがあるはずなので、それにのっとして、今後は失念したところは訂正していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。だから、今、委員長が言われたところであれば、私が山田議員に対して議会報告会を欠席してもいいという許可を出しても無効だとは思いますが、言い方が悪かったと思うところもあります。

宮本政志委員長 今、奥議員から、山田議員に対して許可したような勘違いをさせてしまったってことについての謝罪がございました。このことも含めて、何か御意見や御質問はございますか。

中村議会事務局次長 認識の問題だと思うんですけど、会議規則を読み取る限りは、届出が必要となっているだけです。このたびであれば、広聴特別委員会とか民生福祉常任委員会とか、議員派遣を取っているから本会議に準じて議長なんだというお考えを皆さんお持ちかもしれませんが、これは届出が必要になっているわけで、許可制ではないんじゃないかと思えます。なので、届出をきちんと出せば、よほど正当な理由じゃないということで判断に迷ったときは議会に諮られたり委員会に諮られたりがあるでしょうけれども、そうじゃない場合は、会議規則上は届出としか書いていないです。そのため、出欠に関しては、あとはもう議員の良識の問題になるんじゃないかと思えます。ただ、会議規則上、本会議は第2条に、委員会は第90条にそれぞれ届出が規定されていますから、今、本市議会では任意の様式をつくって、欠席されたことがある方は御存じだと思えますけど、欠席者のお名前と会議の長の名前を書いて届出を出してもらっています。まずそれが一つです。全員協議会は会議規則上の調整の場ということで、規則上の会議になっておりますが、これは厳密に言うと第2条や第90条に当てはまらない可能性があります。とはいえ、本会議と同じように任意の様式をもって届出を出すようにしていただいております。一方、議員派遣ですが、例えば、今回の議会報告会、つまり議会カフェ、それと、議員研修会の場合に議員派遣を取っております。これについては、これまで様式等を検討したこともありませんし、

設けてもいません。出欠の連絡だけを頂いている状態でありました。それについて、先ほど私からその連絡をきちんと速やかにすべきだったというおわびをしたと思います。だから、今後、様式をきちんとつくるのか、または、これは規則に当てはまらないから、これまでどおり電話でもいいからきちんと届け出てもらって、それぞれの長に事務局が伝えるという方法でよいのかは、議会運営委員会で一度議論していただいて、様式についてはそれから考慮することにしていただければいいんじゃないかと思っています。

宮本政志委員長 本日の冒頭に言いましたが、委員会欠席届というのは、本日欠席する委員2名からきちんと文書が出ています。このたびは欠席届等を含めて出してなかった、その辺が曖昧になっていたという点がありました。こういった事象が生まれる要因については触れようと思っておりましたので、欠席届などの届出に関しては、後ほど皆さんの御意見も聞こうと思っております。そのほか、特に委員外議員として出席していらっしゃる奥議員や山田議員に対する質問等はございませんか。

大井淳一郎委員 山田議員は、政務として研修に出られたということで、SNSで積極的に情報発信しておられます。陳情者が添付書類として出されたものの中に山田議員のブログの記事があったんです。そこでは夜の東京のまちの写真と研修の次の日の朝食のメニューをアップされております。これが、表現の方法の一つという言い方をされたんですが、何かちょっと遊びに行ったような雰囲気を受けたんです。このSNSでの発信について、山田議員はどういう御認識だったんでしょうか。

山田伸幸議員 私は、遊びに行ったのではなく、研修に来たんだということから、その日にも他の参加者からお誘いがありましたけど断って、宿に帰ってまとめて、報告できる分については報告し、また、研修全体についても「明るいまち」に掲載して、必要なことについては学んだことをより多くの人に知っていただきたいということから、そういったことをや

ってきました。大井委員にお聞きしたいんですけど、私がああいうことを書くことが問題という認識なんですか。

大井淳一郎委員　私も文書を全て読んだわけじゃないんですけど、山田議員が研修に行かれて、その内容について、例えば、介護のことなどを研究して、本市でも生かしたいような政務活動のことが書かれてありました。ただ、夜景の写真であったり、次の日の朝食であったりをアップされていたので、これは見る人が見ればどうなのかという印象を受けることがあるから、ちょっとお伺いしたということでございます。

宮本政志委員長　今、大井委員は、朝食の写真というか、掲載したことそのものが駄目だとおっしゃっているんじゃないんです。今まさに全国的にいろいろな問題があり、こういった御時世ですから、何と申すか、勘違いを受けるというか、少しでもマイナスになるようなことに関しては少し気を配って行動されたほうがいいと思うという前提で、今、大井委員が言われたように受け止めました。その辺りについて、山田委員が別段何かあるんだとか、悪くないとかいうふうなこともおっしゃっていないんです。そういったことを今後は気をつけていきたいと思いますという感じの意味で、今言われたと思うんです。その点、山田議員はどうですか。

山田伸幸議員　政治的な発言など、そういった点で必要なときには必要な発言もしてきたんです。朝食などですね、それはもう皆御存じの方は、毎日私はアップをして、それを主治医に見ていただいておりますので、それまで言われると困るなあと思いますけれど、それも問題だと言われるなら、今後は医師に報告して、やめますよということを行わなくちゃいけなくなる。

大井淳一郎委員　山田議員が朝食の写真をアップすること自体が問題だというわけではないんです。日頃、プライベート写真をアップされるのは、別にそこまで制約できないと思うんです。ただ、研修期間中に朝食をアッ

プされたのはなぜかと、陳情者がわざわざ添付書類として出しているということは、これが問題だという意味で多分言われているんです。これは陳情者に限らず、見る人が見ればという意味で聞いたわけですので、私も自戒の念を込めて、その辺の表現には気をつけなければいけないという意味で山田議員にお聞きしたまででございます。

宮本政志委員長 今日朝からの委員会の流れを見ていて、欠席届というか、届出ということが確かに曖昧になっている。そして、山田議員に勘違いさせるような、許可を得た、得ていないという辺りの対応というか、民生福祉常任委員長、広聴特別委員長、そして、私も広聴特別委員ですから、広聴特別委員会も含めて、いろいろボタンのかけ違いというか、いろいろなミスが重なって、今回の陳情書に行き着いたのかなというところを非常に感じております。総体的に、先ほどは居眠りに関して、また、今の井委員が質問した朝食についてはもうはっきりおっしゃったんですけど、出てきたこの陳情書そのものについて、山田議員は、今どのように思われますか。

山田伸幸議員 正式な許可、正規の許可、届出は確かに出していなかった。ただし、今までは大体口頭で済んでいた問題でしたので、これはもう済んだという認識をしていたんです。先ほど議会事務局も言われました。今後の対応というか、後ろから指を指されることがないようにしていかななくてはいけないあと。欠席するときにはきちんと届出書を出す。報告だけにとどめないということ。それと、私自身も安易と言いますか、これは会派で、私が代表で行ってこいと決めたわけですが、私は、それが全市民のためになる内容であるという認識でした。かなりいろいろなところに、民生福祉常任委員長、広聴特別委員、議会事務局等にお手数をおかけしてしまったなという反省はしております。ですが、決して市民のことをないがしろにして自分勝手にやったというつもりは毛頭ありません。本当に、市勢の発展のためにこれが必要だったというふうに考えております。

宮本政志委員長 今、山田議員からの反省の弁を皆さんもお聞きになられたと思います。やはり今回の件を言いますと、森山副委員長は広聴特別委員会の委員長ですよね。この議会報告会担当しているのは、広聴特別委員会です。そうしますと、まず、議会報告会は公務に属しているという旨、あるいは、これは全議員が出席する義務があるんですよということを全議員に周知を徹底すること、こういったことが広聴特別委員会としては欠けていたと思います。先ほど言いましたが、私も広聴特別委員会に委員として出席しており、その辺りについて委員会の中で力を入れるよという発言はしていませんでした。これは広聴特別委員会を預かる森山副委員長も、広聴特別委員会に所属する私も、今後非常に気をつけていかないといけないと反省するべき事項です。それから、今日、伊場委員が出席していれば、三常任委員長がそろっていました。伊場委員の代わりとして藤岡議員が出席していますから、どちらにしてもそろってはいなかったかもしれませんが、今、ちょうど産業建設常任委員長である藤岡議員がいらっしゃいます。民生福祉常任委員長である奥議員もいらっしゃいます。総務文教常任委員長である伊場委員にも伝えますが、議会報告会に対して委員会の中でもきちんと各委員に理解してもらって、公務、そして政務をどのような形でということをしつかり伝えていただかないと、こういった勘違いが勘違いを呼ぶことになります。今日の議会運営委員会を通じて、三常任委員長においては、その辺りや認識不足も改善していただきたいと思いましたので、よろしく願いいたします。それから、この届出に関しても、今後どのようにしていくのか。欠席する場合には、簡単に電話1本でという認識が蔓延していたこともあったと思うんです。ですから、その辺りもきちんと届出を出して対応していかないといけないと思います。事務局長、事務局においては、なかなか我々議員に、本来こうなんだからこうするべきとは言にくいかもしれませんが、遠慮なくそれをきちんと伝えていただけるようお願いいたします。私は、事務局はそういう立場だと思いますので、その辺りをぜひ遠慮なく言っていただきたいというところもございます。局長、いか

がですか。

石田議会事務局長 先ほど中村次長からもありましたように、手続的に明確でない部分があったということでございます。口頭で全て済ませていたと。一部、本会議、委員会、全員協議会については様式が整っていたが、それ以外の公務につきましては様式がないと。冒頭にお話がありましたように、やはり公務はとても大事なものでございます。それ以外の政務も重要でございますが、公務というのはより重要な部分もございますので、そこについては手続をきちんと取っていただくというような形で今後御検討いただければと考えております。

宮本政志委員長 今回の陳情書の議論によって、我々の認識不足とか力不足とか盲点とかがいろいろと浮き彫りになりました。ここは改善していきますので、ぜひ御協力を頂きたいと思えます。そのほかに御意見はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、正午を過ぎておりますけれど、ここで暫時休憩に入りたいと思えます。

午後 0 時 3 分 休憩

午後 0 時 9 分 再開

宮本政志委員長 それでは、委員会を再開いたします。本日の付議事項 1 点目の陳情書について、今後の取扱い等も踏まえて、委員の皆さんから御意見はございますか。

大井淳一郎委員 ただいま、陳情書に基づいて山田議員を委員外議員として出席要請してお話を聞きました。山田議員から不備があった点はおわびがありましたし、また、担当委員会である広聴特別委員会や事務局サイドでもちょっと不備の訂正やおわびがございました。その辺は山田議員だけの問題ではなく、議会全体の問題というか、改めるべきところだと思

っておりますので、その辺はしっかり改めていくということであります。厳重な処分についてですが、陳情者からは、最低でも公の場での注意ということがございましたが、山田議員からも謝罪がございましたので、それをもって、後は改めるところは皆で改めていくという方向でよろしいかと思えます。それと、2点目の公務とは何かということですが、今日、公務について一定の見解が示され、この中では政務よりも公務が優先するという共通認識ができたかと思っております。これにつきましては、今後、議会アドバイザーほかの研修会や勉強会などがありますので、それを通じて議会全体でもその辺の周知徹底し、また、担当委員会であります広聴特別委員会から、議会報告会は公務であるということを変更して注意喚起して、出席は最優先、万障繰り合わせるようにすることは、この度のこともありますので、改めて周知していただくよう求めます。ですので、公務については、改めて議員全員、議会全体で共通認識を図っていく方向でよろしいかと思えます。

宮本政志委員長 はい。今、大井委員のほうから、この陳情事項ですね。①、②についての御意見がございました。ほかの委員の方、これも踏まえて意見等はございますか。よろしいですか。

藤岡修美議員 大井委員の趣旨で賛同です。

恒松恵子議員 大井委員のおっしゃったように、公務とは何かを改めて議員全員で周知していきたいと思えます。

宮本政志委員長 陳情書の事項は③まであります。議員報酬の一部返納について、皆さんの中で御意見はございますか。

大井淳一郎委員 これは①での処分が何かによると思えます。それによって一部返納などの話になると思えます。先ほど申し上げましたように、これが全て終わったという認識はありませんが、山田議員からも謝罪があり

ましたし、そのほかの不備なところは改めていく方向になりました。そのような決着というか、形になりましたので、3番の一部返納については、これ以上は議論しないという方向でよろしいかと思えます。

藤岡修美議員 大井議員が言われた内容に賛同します。

恒松恵子議員 私も大井議員のおっしゃるように、謝罪がございましたのでこれには当たらないと考えます。

森山喜久副委員長 私も謝罪しなければいけない立場なのですが、今、大井委員が言われたことがもっともだと思いますので、こちらでお願いします。

宮本政志委員長 分かりました。そうしますと、今、皆さんから統一された御意見が十分把握できましたので、皆さんの御意見を私のほうで一度まとめましょう。伊場委員と笹木委員は本日欠席しておりますし、今日の委員会の内容であるこの陳情書に対する審査結果を一度まとめます。それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局、その方向で行きますね。（うなづく者あり）それでは、付議事項1点目に関して、ほかに何かございませんか。大丈夫ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは、付議事項2点目のその他に入ります。その他に何かございしますか。事務局からはいいですね。（うなづく者あり）それでは、第20回議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時17分 散会

令和6年（2024年）4月26日

議会運営委員長 宮本政志